（弁理士法施行規則の一部改正）

**第八条**　弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二を次のように改める。

**様式第２**（第21条の６第１項関係）

| 特　許　印　紙<br>（申請者は消印しないこと） |
|---|

実務修習受講申請書

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　　殿

| 写　真 |
|---|

氏名　　男・女

生年月日

住所

自宅電話番号

勤務先

所在地

勤務先電話番号

弁理士法施行規則第21条の６第１項の規定に基づき、下記のとおり実務修習の受講を申請します。

記

１　受講希望地

２　受講希望コース

３　実務修習の課程の免除　申請する・申請しない

４　受講資格

⑴　弁理士試験合格証書番号

⑵　弁護士登録証番号又は司法修習修了証書番号

⑶　特許庁審判官・審査官歴

５　添付書類

〔備考〕

１　この申請書は経済産業大臣に提出すること。

２　「住所」の欄は郵便物が必ず届くよう正確に記載すること（アパート・マンション名、同居の場合は〜方等も必ず記載すること）。

３　写真は、旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたものとし、裏面に氏名を記載し、全面に糊を付け、「写真」の欄にしっかり貼付すること。

４　特許印紙は、「特許印紙」の欄に貼付すること。

５　「５　添付書類」として、「４　受講資格」を証する書類等を添付すること。